

請願・陳情 文書表

7・2定

陳情第17号

受付年月日	7. 5. 30	付託委員会	民生
提出者	●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●● ●● ●● ●●●●● ●● ●		
紹介議員	—		
提出者からの説明希望の有無			有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
件名と要旨			
<p>(件名)</p> <p>あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めることについて</p> <p>(要旨)</p> <p>令和7年2月18日、厚生労働省からあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン）が公表された。</p> <p>国民が適切にあん摩マッサージ指圧、はりきゅう及び柔道整復の施術を受けるためには、施術所のルール順守が重要となる。</p> <p>各法に違反するような広告や、国民に誤解を与えるような広告が施術所の信頼を損ない、国民の健康被害につながる可能性も否定できない。</p> <p>地域保健法第5条におけるこれらの改善指導を行う権限を有する保健所を設置している自治体においては、通報対応だけではなく一斉点検や文書配布等の適切な施策によって、保健所によるいわゆるあはき・柔整広告ガイドラインに違反する広告の改善指導を強く希望する。</p> <p>以上の趣旨から、次の事項について陳情する。</p> <p>陳情事項</p> <p>1 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（いわゆるあはき・柔整広告ガイドライン）を適正かつ積極的に運用すること。</p>			